

かしそく新聞

～訪問診療 編～

かつしか心身総合クリニック

「かかりつけ医」として在宅療養をサポート致します。



◎医師、看護師が定期的に訪問し、また、各種サービスとの連携を図り、みなさまの住みなれた地域での生活をサポートいたします。

まずは、お電話でご相談ください！

駒形理事長回想紀行 「人間回復の橋」を知っていますか？④

橋を架けないのはハンセン病患者様が島から逃げ出すことを恐れた結果か、あるいは対岸の住民の反対だったのか。▽その海峡に昭和63年に邑久長島大橋が完成し、平成8年にようやく「らい予防法」が廃止された。このことにより、差別や偏見は解消されたのでしょうか？▽差別や偏見は、「解消された」というより徐々に忘れ去られ、風化してきている状態であると考えます。何度かテレビドラマ化された最近の「砂の器」の番組では、親子が村を追われたのはハンセン病ではなく、ダム建設問題での村八分が原因として描かれておりました。▽そんななか、再びハンセン病が脚光を浴びたのが、「(※)らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」の熊本地裁の判決でした。一人のハンセン病患者様が九州弁護士会に宛てた一通の手紙から端を発して、平成13年5月11日、熊本地裁で原告勝訴(一部)の判決が言い渡され、最終的には当時の森山法務大臣・坂口厚生労働大臣が協議して、小泉総理大臣の政治判断で控訴断念となり、判決が確定しました。私は、法律に関しては門外漢なので概略のみの記載としますが、この件に関して関心のある方は是非ネットで検索して詳細をご確認下さい。(※)ハンセン病患者を隔離することを認めた「らい予防法(1996年[=平成8年]に廃止)」が憲法に違反するとして、98年に提訴された国家賠償訴訟のこと。(次号「駒形理事長回想紀行」⑤に続く)

編集後記～スタッフのつぶやき～

以前、福祉の相談員として生活困窮者の相談支援をしていた時期がありました。家賃が払えず、強制執行される人の支援が多かったのを覚えています。最近の報道によりますと、コロナ禍での雇い止めの影響もあり、今年は炊き出しを求める人の数が去年の2倍に増えているそうです。「仕事が忙しい」と常日頃、愚痴をこぼしては嘆いておりますが、実は「忙しいこと」は「ありがたいこと」であると気づかされます。

さて今年も残すところ、あとわずかとなりました。来年も当クリニックをどうぞよろしくお願い致します(K)

医療財団法人ファミーユ

かつしか心身総合クリニック

〒125-0041 葛飾区東金町1-41-1 桜井ビル2階

①外来：心療内科＝大川昭宏院長、永井斐子副院長
内科＝駒形清則医師(第2・第4火曜のみ)

②訪問診療

内科＝駒形清則医師、成相雅奈医師

駒形明紀医師(非常勤)

精神科＝米谷充医師(非常勤)

神経内科＝今井壽正医師、西岡健弥医師(非常勤)

※詳しくはホームページをご覧ください、お電話にてお問い合わせ下さい。

TEL03-3627-0233